

外注工賃／人件費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、ワールドフレンズ天草（以下「当団体」という）が支払う外注工賃／人件費について必要な事項を定めることを目的とする。

(支払い対象者)

第2条 当団体の理事含む、業務を行った者を対象者とする。

(単価)

第3条 当団体と業務を行う者で協議のうえ、外注工賃費用／人件費を決定し、その金額を支払うものとする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第2条に定める支払い対象者には、第3条に定める外注工賃費用／人件費の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(改正)

第5条 この規程の改正は理事会の承認を得て行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

令和5年1月1日